

第3 弾竹原市中小企業者等燃料費等高騰対策支援金 Q & A

Q1 支援金の概要について。

原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰等による影響を受ける中小企業者等の負担軽減のため、直近の決算（個人事業主においては令和6年確定申告）にて支払った確定申告における水道光熱費および燃料費の1/20の額（1,000円未満の端数を切り捨てる）を支払うものです。（下限：1,000円、上限50,000円）

Q2 給付対象者となる要件は何ですか。

竹原市に本店若しくは本社等があり令和6年4月以前から継続して事業を行っており、今後も事業を継続していく意思がある次に掲げる者とする。

また、法人にあっては直近の事業年分の確定申告を、個人にあっては令和6年分の確定申告を行っており、水道光熱費及び燃料費を事業経費として計上している者とする。

- (1) 竹原市内にある事業所・工場・店舗・施設などを運営する法人（資本金の額若しくは出資の総額が3億円未満又は常時使用する従業員の数が300人以下である法人に限る。）
- (2) 次期作付け等を検討している農業者であって、次に掲げる者。
 - 認定農業者（今年度認定に向けて手続きを開始する者を含む。）
 - 認定新規就農者（今年度認定に向けて手続きを開始する者を含む。）
 - 集落営農組織
 - 農業に係る所得が総所得の過半を占める個人
 - 農業に係る売上高が総売上高の過半を占める法人
- (3) 芸南漁業協同組合又はその組合員である漁業者。

Q3 医療法人や一般財団法人等も対象となりますか。

竹原市内で事業を営む法人で、資本金3億円未満又は常時雇用者数300人未満の法人で、医療法人、農事組合法人、一般社団法人、一般財団法人及び特定非営利活動法人等の会社以外の法人も要件を満たせば対象となります。

Q4 人格なき社団は給付対象となりませんか。

各種の支援金等を受給していること又は、人格なき社団が収益事業を行う者として、法人税の申告をしている場合は、人格なき社団も要件を満たせば対象となります。

Q5 竹原市の住民ではありませんが、対象となりますか。

竹原市内に本店もしくは本社等があり事業所・工場・店舗・施設などを運営する者を対象としており、住民でなくても要件を満たせば対象となります。

Q6 確定申告を行ってない場合でも給付対象となりますか

事業活動および事業の目的で使用した経費を確定申告に基づき判断するので、事業に係る確定申告を行っていない場合は本支援金の給付対象外です

Q7 市内に複数の事業所がある場合、それぞれ対象となりますか。

申請は、法人又は個人を単位に受け付けますので、事業所や部門で別々に申請できません。

Q 8 確定申告書類の控えに収受印がない場合や電子申告の場合はどうしますか。

令和 7 年 1 月から、申告書等の控えに税務署から収受日付印の押なつが行われなくなったことから、確定申告書類の控えへの収受印は求めません。e-TAX の場合には、申告書等の控えに加えて受信通知（申告書等を提出した者の氏名又は名称、受付番号、受付日時等が確認できるもの）の添付が必要です。

Q 9 支援金は課税の対象ですか。

支援金は税務上、益金又は総収入金額に算入されます。

Q 1 0 損益計算書、収支計算書、青色決算書で給付対象経費が確認できない場合はどうしたらいいか。

添付書類に加えて給付対象経費が確認できる内訳書または元帳等の写しを提出してください。

Q 1 1 竹原市外にも事業所がある場合はどのように申請すればよいか。

市内の事業所の給付対象経費が確認できる内訳書を提出してください。

給付額はあくまでも竹原市内の事業所等の運営にあたりかかった光熱費等となりますので、竹原市内の営業所等で使用した光熱費等が分かるものを申請時に他の申請書類と併せて提出してください。